

第7分野 「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」

I これまでの施策の効果と、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」が十分に進まなかった理由

1 これまで我が国においては、個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対応する社会保険制度や、自助や共助によっても対応できない困窮などの状況に対応する公的扶助や社会福祉などによって、必要な生活保障を行い、様々な生活上の困難に対応してきた。

しかしながら、経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化、グローバル化、家族の変容などが進む中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られない、地域での孤立など様々な生活上の困難に直面する層が増加している。相対的貧困率は、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高く、特に高齢単身女性や母子世帯で高いという特徴がある。

ひとり親世帯の相対的貧困率は国際的にも高く、また、子どものいる世帯全体で見ても、我が国では税・社会保障制度等による再分配前よりも再分配後の方がむしろ相対的貧困率が高いという、他のOECD諸国とは異なる傾向や、様々な生活上の困難が次世代に連鎖している実態も指摘されている。

一方、非正規雇用は、男性においても上昇している。また、根強い固定的性別役割分担意識や仕事と生活の調和が確立されていない現状では、高齢単身男性や父子世帯の男性が、地域で孤立するなど、生活上困難な状況に陥りやすい。

なお、第2次基本計画には「ひとり親家庭等に対する支援の推進」のための施策等が盛り込まれていたが、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援について、明確には位置づけられていない。

2 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 女性の貧困は、単身女性世帯や母子世帯には以前からみられた問題であったが、配偶者による扶養がある標準世帯モデルの陰に隠れて社会的に認識されにくい問題であった。単身世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中において、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつある。かつては広く認識されてこなかった非正規雇用をめぐる問題も、そこに男性も加わるようになったことで社会的な問題として顕在化してきた側面がある。
- (2) 雇用・就業の変化、家族や地域の変容に対応したセーフティネットの構築が十分でなかったため、最近の経済・雇用情勢の急激な悪化によって、貧困など生活上の困難に直面する人々が増加した。
- (3) 女性に対する暴力が、女性に対する自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしている。

II 今後の目標

非正規労働者の増加、単身世帯の増加等に対応するセーフティネットの再構築の必要性が指摘されている。

同時に、貧困など生活上の困難に対応し、防止するためにも、男女共同参画を進める必要がある。女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消や「M字カーブ問題」の解消、均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和の推進、非正規雇用における課題に取り組む。

また、貧困や人間関係など生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、女性の就業継続や再就職の支援、教育費の負担軽減を行い、個人の様々な生き方に沿った切れ目のないサービスの提供を図る。

III 施策の基本的方向と具体的な取組

1 セーフティネットの機能の強化

(1) 施策の基本的な方向

雇用・就業の変化、家族や地域の変容など経済社会の実態に即した制度の再点検、見直しを行う。

(2) 具体的な取組

- ① 社会保険の派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大を検討する。
- ② 非正規労働者が失業しても生活の安定が図られ、職業訓練を受け、また労働市場に戻れるという労働市場への再参入のための恒久的なセーフティネットを構築する。
- ③ ナショナルミニマム¹⁷の考え方を整理するとともに、その基準・指標の研究を行う。

2 雇用・就業の安定に向けた課題

(1) 施策の基本的な方向

就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和などを進めるとともに、多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築を検討する。

(2) 具体的な取組

- ① 男女の均等な機会と公正な待遇の確保の徹底とともに、男女間の賃金格差の解消を図る。
- ② 女性の就業継続や再就職の支援を行う。
- ③ 男性も含めた働き方の見直しも含む仕事と生活の調和を推進する。

¹⁷ ナショナルミニマムとは、国が憲法第 25 条に基づき全国民に対し保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準である。

- ④ 女性の就業等の活動に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとする方向で税制・社会保障制度の在り方を検討する。

3 安心して親子が生活できる環境づくりにかかわる課題

(1) 施策の基本的方向

貧困状況に置かれたひとり親家庭への自立支援として、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行う。特に、母子家庭の生活の自立に重要な養育費の確保が十分とはいえない状況であるため、養育費確保のための更なる方策を検討する。父子家庭が地域で孤立しやすいことの背景にあると考えられる固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を一層推進する。貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、教育費の負担軽減等を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 貧困など生活上の困難な状況に置かれた母子世帯の実情に応じ、母子家庭等就業・自立センター等を通じた一貫した就業支援を提供する。また、母子家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、居住支援、子育ての支援や児童・母親の生活・健康に対する支援等を行う。合わせて児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けなど、経済的支援策も実施し、総合的な支援を展開する。母子家庭の生活の自立に重要な養育費確保のための更なる方策の検討を含め、一層の取組を推進する。
- ② 父子家庭に対し世帯や子どもの状況に応じた支援を行う。地域での孤立の背景にある固定的性別役割分担意識の解消に向け広報・啓発活動を行う。
- ③ 家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、教育費の負担軽減を進める。

4 男女の自立に向けた力を高める取組

(1) 施策の基本的方向

貧困など困難な状況に置かれた人々が持てる力を引き出し、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう、配偶者からの暴力の被害者や引きこもり等困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた取組を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、キャリア教育・職業教育を体系的に充実する。進路や就職に関する指導も含め、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について伝えるとともに、女性が、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進する。
- ② 配偶者からの暴力の被害者に対する支援において、精神的な回復が必要な場合にはその回復を助け、就業による自立支援に加え、日常生活の自立や社会的な自立を、

幅広いネットワークによって支援する。また、都道府県及び市町村内の関係部局その他関係機関の連携強化を通じ、被害者支援等に係るワンストップ・サービス¹⁸の構築を推進する。

- ③ ニート、引きこもりなどの若者に対する支援において、既存制度も活用したネットワーク化を進め、複数の支援を組み合わせ、また多様な主体間の連携により、地域の実情に合った、切れ目のない支援を行う。

¹⁸ 複数の行政手続を、一つの窓口で行えるようにすること。